



市役所へのご連絡は
☎ 042-989-2111 ☎ 042-989-2316
ホームページアドレス
https://www.city.hidaka.lg.jp/

お知らせ



小・中・義務教育学校の 指定校変更制度

児童・生徒の市内小・中・義務教育学校の就学については、住民票の住所に基づき、就学すべき学校(指定校)が定められています。ただし、「指定校変更許可基準」に該当するときは、指定校を変更できる場合がありますので、左記へご相談ください。

なお、いわゆる学区境に居住していることのみを理由とした指定校の変更は原則できません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

学校教育課学務担当



コンビニ交付システムメンテナンスのお知らせ

メンテナンス期間はコンビニ交付サービスを利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

期間 12月8日(月)から令和8年1月13日(火)までの終日

※システムメンテナンスについては、追加や変更が生じる場合があります。

対象 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し

問い合わせ
○市民課市民担当(1階②番窓口)
○税務課市民税担当(1階②番窓口)



旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた人とご家族へ

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に旧優生保護法に基づく優生手術・人工妊娠中絶等を受けた人および配偶者等に国から補償金等が支給されます。詳しくは、県の窓口にご相談ください。

請求期間 令和12年1月16日(火)まで

優生手術等補償金

対象・支給額

○本人・1500万円
○特定配偶者・500万円
※本人・特定配偶者だけではなく、そのご遺族も対象となります。
中絶手術一時金
対象・支給額 本人・200万円

献血

期日 12月26日(金)

時間 午前9時30分～11時45分、午後1時～4時

場所

市役所

問い合わせ

保健相談センター 健康のまち推進担当



第35回日高市美術展を開催しました

一般の部では絵画(34点)、書(7点)、立体造形(7点)、写真(10点)の出品。各部門の入賞者は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

生涯学習課生涯学習担当



イキイキふれあいフェア

店頭「イキイキふれあいフェア」のぼり旗やポスターのあるお店を利用すると、その場で当たりが分かる「ス皮ードくじ」が引けます。皆さんのお越しをお待ちしています。

※くじの配布には数に限りがあります。

期間 12月31日(火)まで

賞品内容・配布数

○1等(特賞) 地域商品券1万円分・20本
○2等(イキイキ賞) 地域商品券3000円分・65本
○3等(ふれあい賞) 地域商品券500円分・610本
※賞品は後日、当選された店舗で引き

優生手術等一時金

対象・支給額 本人・320万円

※優生手術等補償金を受給した場合も支給されます。

問い合わせ

県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口



教育相談室だより：513

来年は、ほめどころ探検隊になろう！

早いものでもう一年を締めくくる月になりました。大阪・関西万博や東京2025世界陸上など、今年はグローバルな出来事がありました。

さて、先日臨床心理士の講演会に参加しました。一部をご紹介します。

「ほめる」とは

普通のほめるは「えらかったね」「上手にできたね」等ですね。カウンセラー流のほめるは更にプラスの感情を引き出す言い方になります。例えば①励ます「もうちょっと○○だとなおいいね」②関心を持つ「それなあに？」③感謝する「うしてくれて助かる！ありがと」言い方は子どもの年齢や個性によって違ってきます。

もちろん叱ることも大事です。叱るとは「間違ったことを正す」ことで、「叱られないようにしよう」という基準が作られます。ただ、マイナスイメージなのでやる気のエネルギーは奪われます。子どものやる気を高めるために「ほめる」と「叱る」のバランスを大切にしたいですね。

☎ 048-831-2777
☎ 048-830-4804
午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

ほめる時の4つのポイント

○具体的に：「ちゃんと」「しっかり」等の抽象的な言葉は避ける。「30分集中してできたね」「苦手な事でも進んで取り組めたね」等。
○100%でなくても…ほめどころを多くする。例えば①やり始め②やり途中③終わり間際④終わり。それだけでも4回ほめられます(終わってからはめると1回しかほめられません)。

○ほめる時はほめ、叱る時は叱る…メリハリをつけましょう。

○子どもに分かりやすく…手を止めて、お互いを見てから話をする。

日常生活は悪い事が目立ちがちです。また年齢が上がるにつれて感情を表出しなくなってきます。それでもほめどころを探し続けて生活することが大切です。

※今回の教育相談室だよりは実際の教育相談の現場で得た知見・経験をお届けするため、原文のままとしています。

換えとなります。

問い合わせ

日高市商工会

☎ 042-985-2311

フードドライブ(食品寄付)への ご協力をお願いします

余った食品を持ち寄り、必要な人に提供することで、食品ロスの解消と食の支援につながる活動です。
ご家庭で食べきれない食品がありましたら、ぜひお持ちください。



日時 12月12日(金)・15日(月)

午前9時～午後5時

場所 市役所101会議室

寄付できる食品 お米、インスタント・レトルト食品、缶詰、飲料など常温保存可能で、未開封、賞味期限が2か月以上あるもの

寄付できない食品 生鮮食品、冷凍食品、アルコール類、開封済みのもの、汚れがあるもの

問い合わせ
○生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

☎ 042-985-9100

○日高市社会福祉協議会
☎ 042-985-9100



国民年金保険料の 法定免除制度



次の要件に該当した人は、届け出をすることで保険料が免除されます。

対象(次のいずれかに該当する人)

○障がい基礎年金等の障がい年金1・2級を受給している
○日本国籍を有し、生活保護法による生活扶助を受給している
○国立保養所等に入所している

※この期間についての老齢基礎年金の額は2分の1で計算されます(平成21年4月以後の免除期間)。

※生活扶助以外の生活保護を受給している人、生活扶助を受給している外国籍の人は、法定免除に該当しないため、免除を希望する場合は一般の免除申請をしてください。
※免除理由に該当しなくなった場合にも届け出が必要です。

届け出に必要なもの

○マイナンバーカードまたは写真付きの本人確認ができるもの
○障がい基礎年金等の受給開始日が分かる書類(年金証書等)
○生活保護受給証明書

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当
(1階④番窓口)

